

## 臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成 27 年 4 月下旬開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 27 年 3 月 6 日(金曜日)を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、同臨時株主総会における議決権を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

平成 27 年 2 月 19 日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目 333 番地 13  
むさし証券株式会社  
取締役社長 小高 富士夫

---

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号  
日本証券代行株式会社 本店